神戸市健康科学研究所における公的研究費不正防止計画

神戸市健康科学研究所(以下、「研究所」という。)において、公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため、平成 19 年 2 月 15 日付文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の趣旨を踏まえて、「神戸市健康科学研究所における公的研究費の管理・監査の指針」(以下、「公的研究費の管理・監査の指針」という。)に基づき、「神戸市健康科学研究所における公的研究費不正防止計画」(以下、「不正防止計画」という。)を策定する。

1 不正防止対策の基本方針

- (1) 研究者の研究は、その内容において適正であるばかりでなく、その研究費の執行に関しても適正なものであることを要請する。
- (2)公的研究費は個人への補助の性格を有するものであっても、その原資が税金である以上、管理は研究所の責任において行う。
- (3)公的資金の管理を委ねられた責任者は、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築を図る。

2 公的研究費の範囲

ここで対象となる公的研究費は、文部科学省をはじめとする、国の関係府省又は関係府 省が所管する独立行政法人等から配分される、競争的資金を中心とした公募型の資金を いう。

3 公的研究費の不正防止に向けた管理責任体制の整備

「公的研究費の管理・監査の指針」に基づき、公的研究費の不正防止に向けた管理責任 体制を整備するとともに、不正防止計画の策定及び推進により、公的研究費の不正防止 に努める。

- 4 不正防止に向けた具体的取組みの実施
- (1) 物品購入に係るルールの明確化・統一化

ア 研究所に納入されるすべての物品の検収は、基本的に事務部門が実施する。

- (ア)研究者発注で、納入業者が宅配便、休日夜間、緊急時などで直接研究者へ納品する場合には、納品後速やかに事務部門が検収を行うとともに、納品日と検収日が 異なる理由を明記する。
- (イ)特殊な役務(データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの開発・作成、機器の保守・点検等)に関する検収について、有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行う。また、有形の成果物がない場合には、事務部門が立ち会い等により現場確認をする。

- イ 物品検収の事務の流れについては、研究所内の関係者及び納入業者に対して周知 徹底する。
- (2) 経費執行に係るルールの明確化・統一化
 - ア 経費執行に係るルールについては、原則神戸市費の取扱いに準じる。
 - イ アの例外として、立替払いについては、緊急に購入が必要であった場合等、やむを 得ない事情がある場合のみ可能とする。立替払いをした研究者は購入した物品、領 収書及び立替払理由書を事務部門まで持参し、事務部門は物品と領収書を入念に照 合する。
 - ウ 経費執行に係るルールについては、研究所内の関係者に対して周知徹底する。

(3) 出張の事実確認

ア 旅行命令書の作成について

公的研究費により出張する場合は、必ず旅行命令書を作成すること。なお、様式は 神戸市の旅行命令書を代用する。

- イ 出張者(所外者を含む)が出張報告書(様式1)を作成するに当たり、用務内容によって次の手続きを行うこととする。
- (ア)研究打合せ等の用務である場合は、出張報告書に打合せ等の相手方の所属・氏名・ 連絡先を記載するとともに、相手方から、日時・場所・用務・出席者等を記載した確認書類(様式2)の提出をしてもらい、出張報告書に添付する。
- (イ) 学会出席等の用務である場合は、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付する。
- ウ 事務部門は、上記(ア)(イ)(ウ)に基づき、無作為抽出による出張の事実確認を不定期に実施する。

(4) 非常勤雇用者の雇用

公的研究費による非常勤雇用者の雇用は認めない。

(5) 予算の執行状況の監視等

事務部門は、定期的に予算の執行状況を把握し、適正かつ円滑な予算執行を行う。 特に、毎年度12月末日現在で、年度当初の予算額に対し50%以上の残額が生じている研究費については、研究者に注意を促すとともに、必要に応じて執行の遅れの理由について確認する。

(6) 事務処理手続き及び公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口 研究所における事務処理手続き及び公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口を 事務部門に設置する。

(7) 内部監査体制の強化

公的研究費に係る事務の適正な執行を図るため、統括管理責任者と、最高管理責任

者が指名する職員からなる内部監査部門を設置し、定期的又は不定期にモニタリング及び内部監査を実施する。

5 告発、調査、認定及び不服申立て等の取扱い

告発、調査、認定及び不服申立て等に関しては、「神戸市健康科学研究所における研究活動上の不正行為防止に関する規程」の第9条から第30条の規定を準用する。ただし、下記のとおり、読み替えるものとする。

- (1) 「研究活動上の不正行為」を「競争的資金等の不正使用」へ
- (2) 「不正行為」を「不正使用」へ
- (3)「資金配分機関」を「配分機関」へ
- (4) 「当該研究に係る論文、実験、観察ノート、生データその他の資料」を「競争 的資金等の不正使用に係る資料」へ(第18条第1項)
- (5) 「当該研究が適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載された」を「競争的資金等が適切に使用された」へ(第18条第3項)
- (6) 「不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究 における役割」を「不正使用の相当額」へ(第19条第1項第2号)
- (7) 「公表までに調査事案が外部に洩出していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、」を「公表までに調査事案が外部に洩出していた場合は、」へ(第25条第2項)
- (8) 「不正行為は行われていないこと (論文等に故意等によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。)」を「不正使用は行われていないこと」へ(第 25 条第 2 項)

6 配分機関への報告及び調査への協力等

- (1) 統括管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとする。
- (2) 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。
- (3) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- (4) 前各号のほか、配分機関の求めに応じ、調査の修了前であっても、調査の進捗 状況及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある 等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現 地調査に応じる。

7 不正な取引に関与した取引業者への対応

不正な取引に関与した業者への処分については、「神戸市指名停止基準要項」別表第 1、別表第2の規定を準用する。

8 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員(以下、「構成員」という。)の意識向上

(1) 構成員に対する説明会等の開催

定期的に説明会や研修会等を開催し、コンプライアンス教育を実践し、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運用ルール・手続き・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、機関における不正対策等について説明を行うことにより、構成員の意識向上を図る。

(2) 誓約書等の提出

構成員は、不正を行わないこと等の誓約書等(様式 3-1 もしくは様式 3-2)を提出する。

(3) 啓発活動

構成員に対して、意識の向上と浸透を図り、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を 実施する。啓発活動の内容は、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不 正事案(他機関の事案を含む)及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を可 能なものなどとする。啓発活動は、不正を起こさせない組織風土の形成のために、 すべての構成員を対象として組織の隅々まで行き渡るように実施する。

9 不正防止計画の絶えざる点検と見直し

不正防止計画については、研究所や他の機関等における不正事例の検証結果や、文部科学省等からの情報提供、他の機関等における対応等を勘案しつつ、絶えざる点検と見直しを行うものとする。

附則

- この不正防止計画は、平成27年4月1日から施行する。
- この不正防止計画は、令和元年9月1日から施行する。
- この不正防止計画は、令和2年4月1日より施行する。
- この不正防止計画は、令和3年4月1日より施行する。